

# 平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ

平成30年7月豪雨  
被災者生活支援チーム

## 1. 基本方針

- ▶ 被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置を講じていく。
- ▶ 地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

## 2. 緊急対応策

### (1) 生活の再建

- ▶ **廃棄物、がれき、土砂の処理**
  - ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
  - ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築
  - ・被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、運用上の取扱いを明確化
- ▶ **住宅再建等**
  - ・被災者の方々に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
  - ・応急的な住まいの提供可能戸数を一元的に把握し、被災者に情報提供
  - ・住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給
  - ・住宅を失った方のため、災害公営住宅の整備



### ▶ 金融支援等

- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長
  - ・保険料減免等の特別措置を実施した保険者・自治体に対して財政支援
- ▶ **切れ目のない被災者支援**
    - ・孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援、心のケア等
    - ・専用の消費者相談ダイヤルの周知を図るとともに、架空請求対策を実施

### (2) 生業の再建

- ▶ **中小企業・小規模事業者の支援等（「寄り添い型支援」の創設）**
  - ・グループ補助金：被害を受けた中小企業等グループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に施設等の復旧費用を補助（最大3/4）。事業者負担分は無利子融資
  - ・持続化補助金：個社への補助上限額を50万円から最大200万円に引上げ。機械・車両購入・店舗改装、再開時の広告宣伝まで幅広く補助（2/3）。事業者負担分（1/3）も支援
  - ・日本公庫の低利融資枠の拡大による資金繰り支援や商店街補助金等を措置
- ▶ **農林漁業者の支援（営農維持・一日も早い経営再開）**
  - ・共同集出荷施設・農業用ハウス・機械の再建、農薬・肥料の購入等の支援
  - ・農地・農業用施設等の農林漁業関係施設の早期復旧
  - ・果樹の植替（かんざつ：23万円/10a等）、未収益期間の支援（22万円/10a）
  - ・農業用ため池の緊急点検・応急整備
- ▶ **観光業の風評被害対策**
  - ・宿泊料金等の低廉化（1人1泊当たり最大6,000円）を支援し、今夏より、被災地域の観光需要を迅速に喚起
  - ・SNSやメディア等を通じ、正確な被災地情報等を発信
- ▶ **地域の雇用対策**
  - ・雇用調整助成金の受給要件の緩和、助成率引上げ（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等
  - ・雇用保険の失業手当について、災害による事業所の休業で賃金を受け取れない場合等にも支給



### (3) 災害応急復旧

- ▶ **災害復旧事業の迅速化**
  - ・被災自治体の災害査定に要する業務、期間等を縮減する等、公共土木施設等、水道施設、学校・社会教育施設、医療・福祉施設等の災害復旧事業を迅速に実施

### ▶ 河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応

- ・国管理河川改修等を迅速に行い、県管理河川も、国が積極的に技術的支援を行いつつ、防災・安全交付金を活用して支援
- ・二次災害の懸念のある岩・土砂の応急対策を早急を実施



### (4) 災害救助

- ▶ **応急救助**
  - ・避難所の設置、飲料水供給、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等（一部再掲）
  - ・災害援護資金の貸付け、災害弔慰金の支給
- ▶ **自衛隊の活動**
  - ・自衛隊の災害派遣活動等を通じ、がれき処理、防疫、入浴、給水支援等の実施



# 平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ

平成 30 年 8 月 2 日

平成 30 年 7 月豪雨被災者生活支援チーム

## 1. 基本方針

平成 30 年 7 月豪雨の発生から 1 か月が経過しつつある中、これまで、被災自治体等とともに、夜を徹して人命の救助・捜索活動にあたってきたほか、道路や水道等の生活インフラの復旧、及び復興の妨げとなる大量の災害廃棄物の撤去等に全力で取り組んできた。また、被災された方々の命を守るため、暑さ対策にも配慮しつつ、生活必需品やクーラー等の物資を、予備費を活用してプッシュ型で調達、配送し、更に、生活再建の前提となる罹災証明書の早期発行や当面の住まいの確保、被災された中小企業・小規模事業者の不安に寄り添った当座の資金繰り支援等に、スピード感を持って取り組んできた。

今回、政府として、被災地の生活の再建と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。さらに、今後も、被害の実態が明らかになるにつれて顕在化する課題にもしっかりと対応し、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保するとともに、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置を講じていく。

あわせて、迅速な災害査定の実施を図り、二次災害を防止する観点からも、地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急に進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望を持って取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

政府としては、引き続き、被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、そして生業の再建等に全力を尽くしていく。

また、今回の被災地以外も含め、今後、起こりうる豪雨や台風等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるよう、関係機関が一体となって取り組む。

## 2. 緊急対応策

### (1) 生活の再建

#### ○廃棄物、がれき、土砂の処理

今般の災害によって生じた廃棄物、がれき、土砂の収集・運搬・処分、被災した廃棄物処理施設の復旧を行う市町村等に対して的確に財政支援を行う。

従来、廃棄物、がれき、土砂の処理は、各省毎の支援制度に基づき個別に実施されてきたが、今般、まちなかに堆積した廃棄物、がれき、土砂を迅速に撤去し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につなげるため、国土交通省と環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用することとし、市町村が地区単位で堆積した廃棄物、がれき、土砂を一括撤去し、その費用を事後的に両省間で精算することを可能とする、新たなスキームを構築する。

これと併せて、被害の大きい地区での工程表作成、関係府省のリエゾン等による技術支援、手続きの簡素化や自治体の実質的な負担軽減などを実施する。

また、被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、制度の運用上の取扱いを明確化し、こうした運用を周知・徹底することにより、廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を図る。

#### ○住宅再建等

被災者の方々に対し、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理といった応急救助を行う。また、被災者が利用可能な応急的な住まい（公営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等）の提供可能戸数を一元的に把握し、被災者に情報提供する。

住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給することにより生活基盤の再建を支援する。さらに、今般の災害により住宅を失った方の恒久的な住まいの確保のため、災害公営住宅の整備を進める。

#### ○金融支援等

通常は低所得世帯等に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資

金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長する等の貸付条件の緩和などの特例措置を実施する。

医療保険や介護サービス等における窓口・利用者負担や保険料の減免等の特別措置を実施した保険者・自治体に対して財政支援等を行う。

被災の影響により、住宅ローン等の既往債務を返済できなくなった被災者について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を活用した債務整理を円滑に進めることにより、生活再建に向けた動きを後押しする。

### ○切れ目のない被災者支援

仮設住宅に入居する被災者等が安心した日常生活を営めるよう、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援等を行うとともに、被災地における心のケアや修学・学習等の支援を行うなど、被災者に対する総合的な支援を推進する。あわせて、被災地・避難所における感染症の発生予防やまん延防止等を進める。

また、生活再建に取り組んでいる被災者の方々の安心確保のため、専用の消費者相談ダイヤルの周知を図るとともに、架空請求対策を着実に実施する。

さらに、被災地の物資や旅客輸送を円滑に行うため、渋滞対策を実施する。

## (2) 生業の再建

### ○中小企業・小規模事業者の支援等

今般の災害により被害を受けたことによって、仮に中小企業等の多くが事業継続を断念する事態となれば、当該中小企業等にとどまらず、被災地域の経済・雇用にとって大きな打撃となる。このため、事業継続について被災中小企業等の心が折れることのないよう、被災中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望を持って取り組むために必要な復旧・復興支援策を、被害の実態に応じて十分に講じていく。また、被災中小企業等のニーズにきめ細やかに対応する「寄り添い型支援」を創設する。

具体的には、被災中小企業等がグループで復興事業計画を作成して認定を受けた場合に、工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備

の復旧費用を補助（補助率：最大3／4）するグループ補助金を、特に被害が甚大だった岡山県、広島県、愛媛県について措置するとともに、残りの事業者負担分についても、無利子融資による支援を行う。

また、被害を受けた事業者が個社であっても生産機械・冷蔵庫・車両購入・店舗改装、事業再開時の広告宣伝まで広く補助（補助率：2／3）する持続化補助金を災害救助法が適用された全ての府県について措置するとともに、残りの事業者負担分についても、小規模企業共済制度による無利子融資や、マル経融資の災害対応特枠による低利融資をはじめとする支援を行う。

加えて、直接被害を受けた事業者に対する日本政策金融公庫の融資金利を0.9%引き下げる枠の1千万円から1億円への拡大、既往債務の返済繰延べや債務カットに必要な事業再生計画策定や債権者調整などの資金繰り支援の拡充、アーケードや電灯の改修（補助率：最大3／4）から、仮設店舗の設置（補助額：定額）、集客イベントの開催（補助額：定額）までを支援する商店街補助金等、SS（サービスステーション）等の機能回復等を被害の実態に応じて措置する。

そして、これらの措置について、持続化補助金の補助上限を従来の1件50万円から個々の中小企業等の被災の程度等に応じて1件200万円まで引き上げるなど、被災中小企業等のニーズに応じて柔軟かつきめ細やかに対応するとともに、被害の実態が明らかになるにつれて顕在化する課題にもしっかりと対応する、寄り添い型で支援を行う。

## ○農林漁業者の支援

今般の災害により被災された農林漁業者の方々が離農することになれば、当該農林漁業者の方々のみならず、地域の主要産業である農林水産業、ひいては地域経済に大きな影響を与えることとなる。このため、一日も早く被災された農林漁業者の方々が経営再建できるように総合的な対策を講ずる。

具体的には、今般の災害により被害を受けた農地・農業用施設等の農林漁業関係施設の早期復旧の支援、下流の家屋等に被害を与える可能性のある全ての農業用ため池の緊急点検・応急整備、航空レーザ計測により被災地域を広域かつ迅速に把握・分析し、被災地域の二次災害防止等の対策を検討するための調査を行う（国が実施（全額国費））。また、共同集出荷施設、農業用ハウス・機械の再建を支援する。

用配水施設被害によってかん水（水やり）ができない果樹の樹体保護のためのせん定作業（補助額：上限 5,600 円/人・日）、収穫物運搬設備復旧までの間の運搬、被害果樹の植替え（補助額：かんきつ：23 万円/10a、ぶどう・もも・なし等：17 万円/10a）や植替えに係る収益の無い期間に要する肥料代・農薬代等の経費（補助額：22 万円/10a）を支援する。

被災に伴い追加的に必要となる農薬・肥料、種子・種苗の購入、被災していない他の集出荷施設へ農産物を輸送する経費（補助額：上限 7,000 円/トン）、不足する粗飼料の購入（補助額：上限 5,000 円/トン）、畜舎の補改修、家畜導入等の経費等を支援する。

農業水利施設等の復旧と併せて行う水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組を支援する。また、農地等の復旧等と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組、被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備等を支援する。

また、被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備などの林野関係の支援、漁場等に堆積・漂着する流木の回収・処理などの水産関係の支援を行う。

被災農林漁業者の運転資金、被災した施設の復旧のための資金の貸付利子の 5 年間実質無利子化等を実施するとともに、農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金等の早期支払を実施するなどきめ細かく、被災農林漁業者に寄り添って支援を行う。

## ○観光業の風評被害対策

風評被害の払しょくに向けて、被災地域における周遊旅行等の需要を迅速に喚起するため、今夏より、宿泊料金等の低廉化（1 人 1 泊当たり最大 6,000 円）を支援する。

SNS やメディア等を通じ、被災地域における観光地としての魅力と正確な被災地情報を発信するとともに、被災地域での観光客の消費拡大に向けて、各種専門家の派遣等も活用した、地域資源の磨き上げや地域産品等のプロモーションの支援を行う。また、旅行会社向けの商談会の開催や被災地域への招請等を通じた誘客促進を行う。

## ○地域の雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、支給要件を緩和するとともに、助成率の引上げ（中小企業は2／3→4／5、大企業は1／2→2／3）等を行う。

また、雇用保険の基本手当（失業手当）について、事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業し賃金を受け取ることができない場合等についても支給する。

## （3）災害応急復旧

### ○公共土木施設等の災害復旧事業の迅速化

公共土木施設等について、机上査定限度額の引上げ、現地において決定できる金額の引上げ、設計図書の簡素化を含む「大規模災害時の災害査定の効率化」の事前ルールを適用し、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するなど、順次、災害復旧事業を迅速に進める。さらに、公共土木施設等とともに、鉄道施設、水道施設、工業用水道施設、学校・社会教育施設、医療施設や社会福祉施設等の災害復旧事業についても迅速に進める。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：テックフォース）等が被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧工法等の指導・助言を行うことにより、災害復旧事業の迅速な実施を支援する。

### ○河川の浚渫、樹木の撤去等への緊急対応

土砂の堆積や樹木の繁茂等により流下能力が不足している河川については、国管理区間について迅速に河川改修等を行うとともに、都道府県管理区間については、国が積極的に技術的支援を行いつつ、防災・安全交付金等を活用して支援する。

また、今回の豪雨で明らかになった課題を踏まえ、昨年を実施した河川の点検を更に深掘りしていく。

### ○二次災害の危険のある岩・土砂への対応

溪流内に残存する岩・土砂の流出による二次災害への懸念に対し、監視態勢の確保や通常の降雨による流水を安全に流す流路整備等の応急対策を早急に実施するとともに、災害関連事業等により、順次、

砂防堰堤等の整備を迅速に進める。

上記のうち、被災自治体において実施する応急対策等に対しては、国が積極的に技術的支援を行う。

#### (4) 災害救助

##### ○応急救助

被災者の方々に対し、避難所の設置、炊き出しや飲料水の供給、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理といった応急救助を行うとともに、生活再建のための災害援護資金の貸付けを行う（一部再掲）。

また、今般の災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

##### ○自衛隊の活動

自衛隊による災害派遣活動やそのための態勢確保等を通じ、がれきの処理や防疫、入浴、給水支援などを実施する。

# 平成30年7月豪雨により 被災された中小企業の皆様へ

岡山県  
第3版 (8/21)  
中小企業庁  
からの  
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、  
事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。



## グループ補助金により復旧・復興を後押し

複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援します

### 制度概要

公募開始時期：調整中

- 中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援します。

### 対象者

・平成30年7月豪雨により被害を受けた以下の者

- 中小企業者
- 中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要  
※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

### 条件等

- 補助率：
  - ・中小企業者等：3/4 (国1/2、県1/4)
  - ・中堅企業等：1/2 (国1/3、県1/6)
- 上限額：15億円
- 対象費目：施設、設備の復旧費用等 (資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)

豪雨災害で倒壊した工場の立て直し費用を補助して欲しい。

浸水して動かなくなった製造機械を買い替えて事業を再開したい。



## 持続化補助金により小規模事業者の事業を再建

被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体で取り組む事業再建を支援します

### 制度概要

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

公募開始時期：8月21日(火)～  
1次受付締切：9月7日(金)  
2次受付締切：10月5日(金)

### 対象者

・平成30年7月豪雨により影響を受けた小規模事業者 (間接被害を含む)

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者  
※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

### 条件等

- 補助率：2/3 (別途、岡山県から1/12の補助あり：計3/4)
- 上限額：200万円 (別途、岡山県から上限25万円の補助あり：計225万円)
- 対象費目：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

被災した店舗が元に戻るまでの間、移動店舗で消費者ニーズに応えたい。

新しい機械を入れて事業を再開、これまでに逃した受注を取り戻したい。



# 災害復旧貸付等により資金繰りを支援

被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します

## 制度概要

## 条件等

- ①日本政策金融公庫が、今次災害で直接被害を受けた事業者に対して、最大1億円まで基準金利から0.9%引下げて融資を行います。また、間接被害や風評等による被害を受けた事業者に対する融資も行います。
- ②信用保証協会が、今次災害で直接・間接・風評被害を受けた事業者に対して、一般保証（80%、2.8億円）とは別枠（100%、2.8億円）での信用保証を行います。また、災害救助法適用地域の直接被害者には、更に別枠（100%、2.8億円）で保証します。
- ③中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。



# 商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を支援します

## 制度概要

公募開始時期：調整中

- 災害により被害を受けた商店街等が行う、アーケードの改修等や、商店街によるにぎわい創出に取り組む費用を支援します。

## 対象者

●平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街組織

※施設復旧は交付決定前の事業も対象とすることが可能です。

## 条件等

- 補助率：施設復旧：3/4（国1/2、県1/4）  
・にぎわい創出：定額（上限：100万円）
- 対象費目：施設復旧：アーケードの改修等にかかる費用  
・にぎわい創出：にぎわい回復のための事業費用



# ものづくり補助金により設備投資を支援

二次公募における優先採択や、既採択者への柔軟な対応を行います

## 制度概要

公募期間：8/3～9/10

- 中小企業の革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

## 条件等

- 補助率：2/3または1/2
- 対象費目：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費



# ミラサポ専門家派遣により経営課題を解決

相談窓口で電話1本で専門家を派遣します

## 制度概要

- 収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、個々の課題に応じた専門家を派遣します。

## 対象者・条件等

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 派遣は原則3回まで無料

詳細は、「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください → (各府県版)



中小企業庁 H P

中小企業庁平成30年7月豪雨 |

検索



# 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」)

中小企業庁 経営支援課  
03-3501-1763  
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929

平成30年度一般会計予備費予算額 **401.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により特に大きな被害を受けた地域（岡山県、広島県、愛媛県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）または1/2（うち国が1/3、県が1/6）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。これらにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

### 成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

#### 1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

#### 2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

#### 3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）  
上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。  
※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

## 事業イメージ

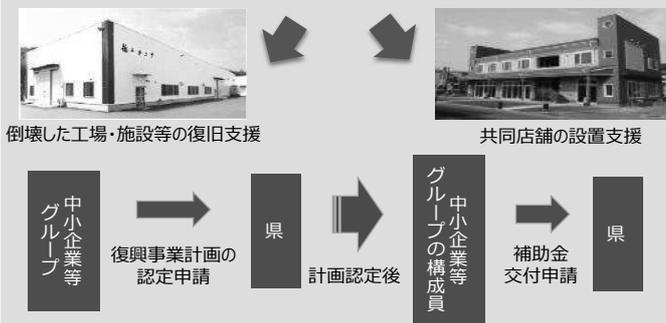
### (1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

### (2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

#### 復興事業計画等による整備



# 商店街災害復旧等事業

平成30年度一般会計予備費予算額 **20.0億円**

## 事業の内容

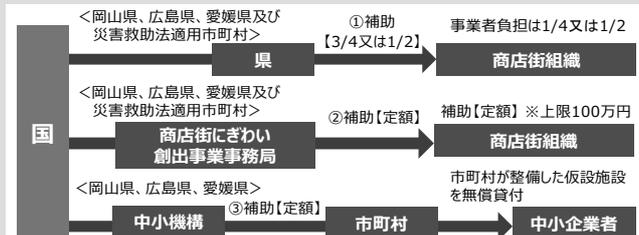
### 事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることが重要です。このため、今般の豪雨の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。
  - 豪雨の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる費用を支援します。
    - ①被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等
    - ②商店街によるにぎわい創出事業
    - ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設置事業
- ※①②の補助の対象は、商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。

### 成果目標

- 商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



※①、②は、特に被害が大きかった岡山県、広島県、愛媛県及び災害救助法の適用を受けた市町村に所在する商店街に限ります。  
※③は、特に被害が大きかった岡山県、広島県、愛媛県に限ります。  
※①は、平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

## 事業イメージ

### ①アーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等

- 被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等にかかる費用を支援。



河川等の氾濫により商店街に浸水  
浸水によりカー舗装が損傷  
浸水により街路灯が故障

### ②商店街によるにぎわい創出事業

- 商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援。

### ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設置事業

- 被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、仮施設設置事業に必要な費用を補助。

①②中小企業庁 商業課  
03-3501-1929  
③ 中小企業庁 総務課  
03-3501-1768

# 石油等製品販売業早期復旧支援事業

平成30年度一般会計予備費 **5.2億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により、SS（サービスステーション）及び液化石油ガスの供給施設において、計量機や充填機などの損壊等、大規模な被害が発生しました。
- 被災地域におけるSS及び液化石油ガスの供給施設は、被災者の生活再建や被災地域の復旧等に不可欠な燃料を供給する役割を担っており、これらを下支えする拠点として、SS及び液化石油ガスの供給施設の機能回復は喫緊の課題です。
- そのため、被災したSS及び液化石油ガスの供給施設における設備等の補修又は入替工事を支援します。

### 成果目標

- 被災したSS及び液化石油ガスの供給施設の早期復旧により、被災者の生活再建や被災地域の復旧等を下支えすることを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) SSの早期復旧支援

- 浸水や土砂流入により損壊した、計量機、燃料輸送用のローリー等が対象となります。



損壊した計量機



損壊したローリー

### (2) 液化石油ガスの供給施設の早期復旧支援

- 浸水や土砂流入により損壊した、液化石油ガスの充填機、ガスコンプレッサー等が対象となります。



損壊した充填機



損壊したガスコンプレッサー

# 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

平成30年度一般会計予備費予算額 **53.5億円**

## 事業の内容

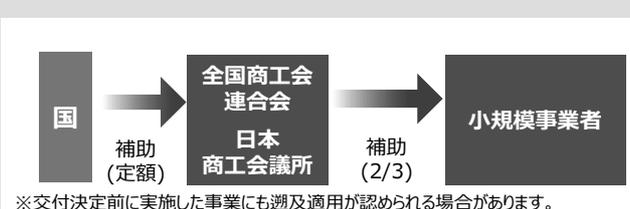
### 事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 平成30年7月豪雨により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、販路の開拓などに取り組み、事業再建を目指すことが必要です。
- そのため、平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む事業再建を支援します。

### 成果目標

- 被災した事業者の販路開拓等を支援し、約2,500者の事業再建を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 事業概要

- 小規模事業者の事業再建を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用を支援します。

補助対象者：平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者  
補助率：2/3

補助上限額：200万円（岡山県・広島県・愛媛県に所在する事業者）  
100万円（岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県  
山口県・高知県・福岡県に所在する事業者）

対象経費：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

### 事業イメージ

#### 【飲食業の取組】

・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



#### 【食品製造業の取組】

・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



# 中小企業寄り添い型支援事業

## 平成30年度一般会計予備費予算額 3.4億円

中小企業庁 経営支援課  
03-3501-1763  
中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036

### 事業の内容

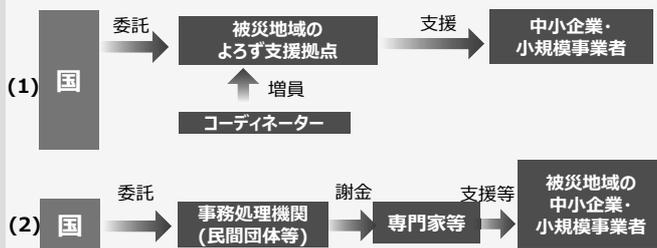
#### 事業目的・概要

- 特に被害の大きかった被災三県(岡山県、広島県、愛媛県)のよろず支援拠点のコーディネーターを増員し、平成30年7月豪雨により生じた経営相談に対応するための体制を強化します。
- また、風評被害等による顧客離れ対策などの経営課題に対応するため、被災地域(災害救助法が適用された11府県)の中小企業・小規模事業者専門家を派遣します。

#### 成果目標

- 平成30年7月豪雨により生じた経営課題の解決を支援し、豪雨の影響を受けた被災地域の早期復興を目指します。

#### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



### 事業イメージ

#### (1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、中小企業・小規模事業者を対象に①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善計画策定を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施します。
- 今回、平成30年7月豪雨により生じた経営課題の解決を支援できるよう、特に被害の大きかった被災三県(岡山県、広島県、愛媛県)において、被災地の事情に合わせて、経営改善や資金調達等を得意とするコーディネーターなどを増員します。

#### (2) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム(※)が、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を原則3回まで無料で派遣します。
  - また、被災地域の商工会・商工会議所に経営指導員等を追加派遣し、中小企業・小規模事業者を支援します。
- (※) 地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。平成25年度から設置しています。

# 中国地方等の魅力発信による消費拡大事業

## 平成30年度一般会計予備費予算額 8.3億円

商務・サービスグループクールジャパン政策課  
03-3501-1750

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨の影響により、中国地方等被災地域を訪れる国内観光客や訪日外国人観光客は大幅に減少しており、観光産業をはじめとして、急激な需要減少に直面しています。
- このような中、被災地域の経済の復興のためには、観光業の風評被害払拭に向けた支援を早急に進めることで、観光客呼び込み、地域の消費額を増大させることが重要です。
- このため、被災地域への観光客に関する嗜好・トレンド等の情報分析を通じ、風評被害の払拭に向けた適切な方策を検討するとともに、被災地域の様々な地域資源(地域産品・サービス等)の魅力を発信していきます。

#### 成果目標

- 事業開始時-年度末の中国地方等被災地域における旅行消費額について、前年度同等以上を目指します。

#### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



### 事業イメージ

#### (1) 観光消費行動等データの活用

- 被災地域への国内外観光客や訪日外国人観光客について、ビッグデータ等を活用し、消費者行動の分析を行います。
- 被災地域に旅行をした観光客に対して、旅行中の訪問・滞在先、購買履歴、印象・満足度等を調査し、その結果を分析します。
- 上記を通じて順次判明する観光客の安心感・ニーズ・嗜好情報を、(2)の各事業に反映させ、緊急対策施策の一層の効果向上を狙います。

#### (2) 魅力的な地域資源の対外発信

- (1)のデータ分析結果を活用しつつ、魅力的な地域資源情報(地域産品・サービス・イベント)を効果的に見える化、発信することで、その消費額を高めます。
- 具体的には、
  - ①プロデューサー等専門家を地域に派遣しアドバイスをを行うことで、風評被害の払拭と地域資源の磨き上げを行います。
  - ②海外メディアやインフルエンサーを被災地に招聘し、魅力ある地域資源の取材を組み、海外に効果的に情報発信します。
  - ③外国人を旅行モニターとすることで、SNSへの投稿等を通じて、実際の消費者目線での情報発信を行います。
  - ④海外の電車広告・新聞広告等において、被災地域の魅力ある地域資源の観光消費に向けたプロモーションを実施します。

# 商店街災害復旧等事業

## 事業費の3/4補助

平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街の共同施設の改修等に要する費用を支援します。



浸水によるカラー舗装損傷



河川等の氾濫により  
商店街に浸水



浸水により街路灯が故障



※岡山県内全域の商店街が対象

### ● 補助対象について

- ・対象者 商店街組織（商店街組織には任意組織が含まれます）
- ・補助率 **事業費の3/4**  
(国1/2、県1/4)(上限額・下限額の設定なし)
- ・対象経費 **共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、アーケード、駐車場、放送機器等の電気設備、路面舗装等の復旧に必要な経費が補助対象となります。**
- ・その他 豪雨災害から交付決定までに行われた復旧事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められた場合は補助金交付の対象となります。

### ● 既に着手された復旧事業もご相談に応じます

### ● 商店街の個店の施設・設備等は対象となりません

### ● 公募開始については、決定次第、お知らせ致します

### ● お問い合わせ先

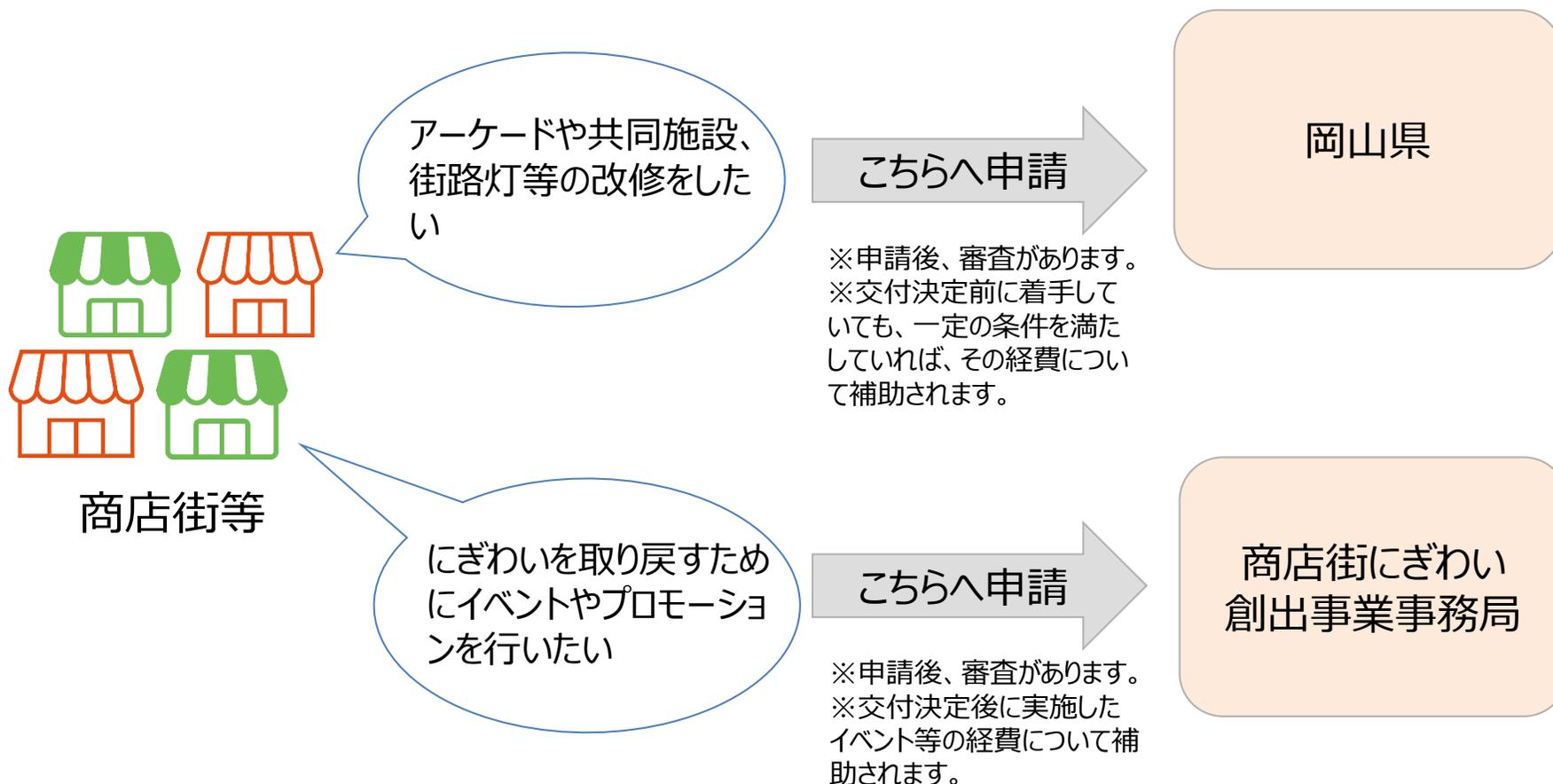
中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課

TEL 082-224-5655

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課

TEL 03-3501-1929

## ● 申請の方法



- 設備等の改修についての問い合わせ先  
中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課  
岡山県【現在調整中】
- イベント等事業についての問い合わせ先  
商店街にぎわい創出事業事務局【現在調整中】
- 制度全般についての問い合わせ先  
中小企業庁経営支援部商業課

TEL 082-224-5655

TEL 03-3501-1929

# 商店街にぎわい創出事業

## 100万円まで100%(定額)補助

平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街等（下図の自治体に所在する商店街）が行う、にぎわい創出のためのイベント等の事業に対して補助を行います。



復興イベント・祭り



空き店舗を活用した  
チャレンジショップ型のバザー



防災イベント



仮設住宅生活者向け  
移動販売



子ども向けのアクティビティ



まちバル・グルメイベント



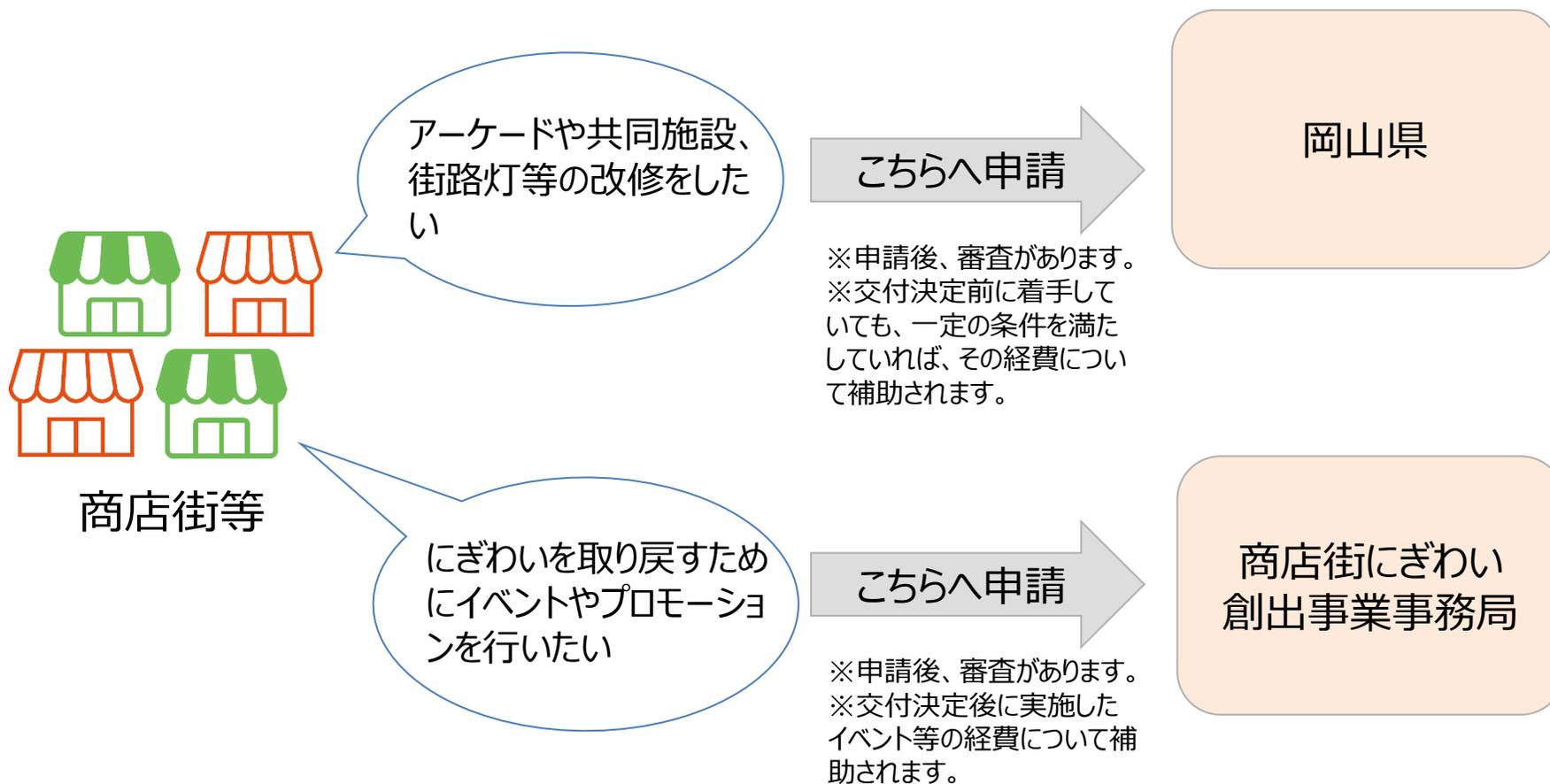
※岡山県内全域の商店街が対象

- 補助対象について
  - ・対象者 商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体（商店街組織には任意組織が含まれます）
  - ・上限額 **1商店街組織あたり100万円（定額）**
  - ・申請回数 2回まで申請可能
  - ・対象経費 イベント会場の借料やステージの設営費、ポスターの印刷費など事業実施に必要な経費が補助対象となります
  - ・その他 複数の商店街が共同で実施する場合も対象になります

- **既存のイベントでも利用可能**です
- 申請書は3枚程度です
- **平成30年8月末頃 公募開始予定**

● お問い合わせ先  
経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課  
TEL 03-3501-1929

## ● 申請の方法



- 設備等の改修についての問い合わせ先  
中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課  
岡山県【現在調整中】
- イベント等事業についての問い合わせ先  
商店街にぎわい創出事業事務局【現在調整中】
- 制度全般についての問い合わせ先  
中小企業庁経営支援部商業課

TEL 082-224-5655

TEL 03-3501-1929